

16. 熱中症予防

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31~35°C	28~31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休息)	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

17. 事故・大けが発生時

1. 発見・通報

(1) 被害の拡大防止に努める。

被害者(負傷者)・加害者の有無、周囲の状況を迅速に把握し、応急処置、避難・誘導、防衛等により被害の拡大防止に努める。

(2) 直ちに警察署、消防署へ通報する。

被害者(負傷者)が生命の危機にかかわるような緊急時には、第一発見者が携帯電話等を活用するなどして直ちに警察、消防署に通報する。

<児童が発見した場合>

近くの教職員に知らせ、教職員が通報する。

<教職員が発見した場合>

正確に状況を把握し、通報した後、近くの教職員に応援を要請する。

<保護者・地域住民からの通報により確認した場合>

教職員が発見した場合と同様の対応をする。

(3) 被害者(負傷者)の保護者へ連絡する。

被害者(負傷者)の保護者には、把握した情報を速やかに連絡し、学校の対応等を説明するとともに、処置についての意向を打診し、必要に応じて学校または病院に急行してもらう。また、必要な場合には、PTAの役員等に協力を要請し、被害者(負傷者)及び保護者に対して校長、教頭及び関係職員は誠意をつくすとともに、継続的に対応する。

(4) 教育委員会への報告

発生状況を速やかに教育委員会へ報告（第一報）し、その後逐次状況を報告する。また、事件・事故発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応するには限界がある。そのような場合には、学校だけで抱え込まず、教育委員会に職員の派遣や報道機関への対応などについて支援を要請する。

2. 全教職員による対応

日頃から学校の実情に応じて教職員の役割分担を明確にしておき、事件・事故発生時には校長、教頭のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって対応する必要がある。

<役割分担>

○担任・学年・養護教諭・・・被害者・被害者の保護者への対応

○教務主任・・・保護者への連絡、PTA等関係者への連絡

○生徒指導主担・・・加害者への対応

○事務職員等・・・電話対応、記録等

○管理職・・・情報整理、指示命令、教委連絡、関係諸機関との連携

尚、出張等で係が不在の時でも機能するように係が重複するなどの工夫をする。

(1) 現場へ急行する

- ① 要請を受けた教職員は、複数で現場へ急行し、被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況を把握する。
- ② 負傷者に対しては速やかに応急処置をし、加害者に対しては状況を見極めながら行動を抑止する。
- ③ 教職員は児童等の安全を確保するとともに、必要に応じて防御用具等を使用して、警察官が到着するまでの時間を確保する。
- ④ 状況を校長等へ報告する。

(2) 校内放送等により児童等を安全な場所に避難させる。

- ① 報告された情報をもとに、必要に応じて校内放送等により児童等を安全な場所に避難させる。（体育館・運動場）状況によっては児童を教室に待機。
- ② 複数確保している避難経路を教職員が安全確認をしたうえで、事件・事故現場に近づかないような経路を指示する。
- ③ 危険の回避後は、他の教職員と連携して児童等の動揺をしずめるようにする。

(3) 二次的な被害（PTSD等）を防ぐ

事件・事故現場を児童等が目にしないように現場から遠ざけるなどの対応を状況に応じて行う。

(4) 児童等の人数確認をする

- ① 学級担任、学年主任等が中心となって避難した児童等の人員を確認し、校長、教頭に報告する。
- ② 不明者がいた場合には、校長、教頭の指示のもと、担任以外の教職員等が複数で搜索する。

3. 報道機関への対応

- (1) 情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化<校長、教頭>し、複数で対応する。
- (2) 事件・事故の状況、経緯、今後の対応等について可能な範囲で誠意をもって対応する。
- (3) 関係者のプライバシーには十分配慮する。

※ 記者会見は、教育委員会と連携を取りながら、できるだけその日のうちに行う。

18. 食中毒・感染症の発生時

○校内での発生を防ぐため、学級活動における食品の取り扱いについて職員間で共通理解しておくとともに、給食当番の衛生指導の徹底を図る。

1. 状況の把握

- ・児童の状態を把握（担任・養護教諭）
- ・養護教諭は、児童の安全を確保し、管理職・保健主事と協議し、事態に応じて校医に相談する。
- ・担任は、保護者に連絡し、現状を伝えるとともに、事前の健康状態について情報を得る。
- ・管理職は、教育委員会に状況報告をする。

2. 対処

- ・緊急を要するときは、救急車を要請し、医療機関に搬送。養護教諭がつきそう。
- ・緊急でないと判断した場合は、保護者の迎えを要請する。
- ・担任は、学級児童等の対応をし、不安感を与えないようにする。
- ・管理職は、校医の指示に従い、伝染病のおそれがないと認められるまで、出席停止の指示を出す。教育委員会に対応状況・結果を報告する。
- ・教職員全体への説明は必要に応じて行う。

3. 留意点

- ・集団発生の場合は、学校全体の被害者数の把握、児童の症状把握、受診時の医療機関の把握などを行う。
- ・必要に応じて、保護者への文書による報告や説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・再発防止に向けて、指導の徹底を図る。

19. 食物アレルギーの事故発生時

○アレルギーの児童に対する対応を共通理解しておく。エピペンの研修、除去食についての枚方市の対応を理解し、アレルギー献立表の見方、本校の対応の理解徹底。

1. 状況の把握

- ・児童の状態を把握（担任・養護教諭・栄養教諭）
- ・養護教諭は、児童の安全を確保する。
- ・管理職・保健主事と協議のうえ、救急車を要請し、医療機関に搬送する。
- ・担任は、保護者に連絡し、現状を伝えるとともに、医療機関に同行してもらう。
- ・管理職は、教育委員会に状況報告をする。

2. 対処

- ・緊急を要するときは、救急車を要請し、医療機関に搬送。養護教諭がつきそう。
- ・緊急でないと判断した場合は、保護者の迎えを要請する。
- ・職員は、学級児童等の対応をし、不安感を与えないようにする。
- ・緊急を要する場合、教職員は、エピペンを使用する。

3. 留意点

- ・必要に応じて、保護者への文書による報告や説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・誤食等の再発防止に向けて、指導の徹底を図る。

20. 交通事故、行方不明・誘拐発生時

- 交通ルールについての指導は毎年行う「交通安全教室」で徹底する。
- 普段の登下校時の安全についての指導を行っておく。「いかのおすし」の徹底

1. 状況把握

- ・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
- ・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
- ・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

2. 対処

- ・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生徒指導主任・教頭・校長）
- ・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認をする。
- ・保護者と連絡を密にし、問題の解決を図るとともに、保護者の思いに寄り添い支える。
- ・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・関係諸機関との連携
 病院・警察・消防・近隣学校園・PTA・校区コミュニティ協議会
- ・必要に応じ、緊急対策本部の設置。

3. 留意点

- ・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
- ・被害児童の安全を第一に考える。
- ・他の子どもの安否を確認する。
- ・メール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
- ・情報の集約、必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害ないように配慮する。
- ・マスコミ対応を協議する。
- ・他児童へのケアと今後の指導の検討

21. 近隣での凶悪事件発生時

1. 状況把握

- ・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
- ・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
- ・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

2. 対処

- ・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生徒指導主任・教頭・校長）
- ・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認をする。
- ・子どもが不安を感じないように指導支援。
- ・保護者への連絡を行う。メール配信及び文書作成。
- ・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・下校の方法について検討し、子どもの安全を第一に考え、一斉下校か保護者への引き渡しかを決定する。
- ・関係諸機関との連携（警察・消防・近隣学校園・PTA・校区コミュニティ協議会）

3. 留意点

- ・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
- ・被害児童の安全を第一に考える。
- ・メール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
- ・情報の集約、必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・マスコミ対応を協議する。
- ・児童へのケアと今後の指導の検討

22. 犯行予告・脅迫電話発生時

1. 状況把握

- ・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
- ・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
- ・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

2. 対処

- ・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生徒指導主任・教頭・校長）
- ・教育委員会に報告し指示を得る。
- ・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認をする。
- ・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・関係諸機関との連携（病院・警察・消防・近隣学校園・PTA・校区コミュニティ協議会）
- ・必要に応じ、緊急対策本部の設置。

3. 留意点

- ・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
- ・被害児童の安全を第一に考える。
- ・他の子どもの安否を確認する。
- ・メール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
- ・情報の集約、必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・マスコミ対応を協議する。
- ・他児童へのケアと今後の指導の検討

23. 理科薬品等の管理及び使用について

1. 薬品を使用するときは必ず、

- (1) 薬品の使用前と使用後に容器を含めた重さを量り、使用量を求めて使用簿に記入する。
- (2) 使用簿には、使用者・使用目的（学年・実験名など）も記入する。
詳しい記入については 冊子「理科薬品取り扱い」を参照すること。

※定期的に、管理担当者（理科担当）は、使用簿量と在庫量を確認して、薬品台帳に記入する。

(月1回月末)

☆使用した薬品は、その都度、保管場所に保管し、施錠をする。

☆ラベルが読みにくくなった容器は、内容物がわかるようにラベルを貼りかえる。

☆水溶液は、実験前に必要最小限の量をつくる。(希釈したものや小分けにしたものは、内容(薬品名・濃度等)を容器に表示して、正しく保管・管理し、単元が終われば廃棄する。

☆廃液については、酸・アルカリ・金属イオンに分けて廃液タンクに捨てる。不明な場合は管理担当者に連絡する。

※何か異常や不自然なことに気づけば、管理責任者に連絡する。管理責任者は点検後すぐ校長に報告する。

2. 薬品管理について

- (1) 準備室と薬品庫の鍵は、別々に保管する。
- (2) 準備室、薬品庫は使用中も含め、施錠を徹底する。
- (3) 準備室に児童だけで入ることは、厳禁とする。

3. その他

(1) 物品の購入について

- ①使用する1週間前までに連絡する。
- ②予備実験を行い、その時に器具・薬品を点検する。
- ③器具、材料の取り扱いについて、児童に事前に指導する。
- ④破損物については、必ず破損ノートに記入し、教科部(理科担当)に連絡する。
- ⑤学級で使用したものは、責任を持って元の場所へ、元の状態で戻す。
- ⑥流し槽のゴミやマッチの軸の後始末は担任が行う。

4. 担当

- *教科部(理科担当) <<枚方市立教育文化センター対応>><<薬品・器具注文>><<薬品台帳管理>>
- *事務職員 <<理振台帳>>
- *各学年 <<理科準備室の教材教具保管場所の整理>>

24. ミサイル発射情報が発信された場合の対応

○大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応については、全職員共通理解のもと、事態に応じた安全指導を行うとともに児童の安全確保に努める。

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

- ①市立学校園を対象としています。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含めています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

枚方市を中心とした一定距離（約30km）

